

回 答

団体名（一般財団法人大阪府視覚障害者福祉協会）

（要望項目）

- 5 府民や事業者に対し、盲導犬を正しく理解するための啓発と盲導犬の普及に努めてください。

（回答）

- 平成14年に成立した「身体障害者補助犬法」では、公共施設や交通機関、飲食店、ホテル、病院など、不特定多数の人が利用する施設が補助犬の同伴を受け入れることを義務付けられており、また、住宅についても受け入れの努力義務があるにもかかわらず、未だに「同伴拒否」や「入居拒否」の事例があります。
- 盲導犬をはじめとする補助犬の普及には、より広く補助犬のPRを行うことが重要です。このため、府ホームページや府主催イベント等において啓発活動を実施しているほか、昨年度は補助犬啓発動画を作成しました。当該動画については、府ホームページやSNSで発信するとともに、公民連携の取組による府内のサイネージを通じて、府民への周知啓発を行っています。さらに、飲食店や病院、宿泊事業者などを所管する保健所や、不動産事業者団体と連携し、事業者に対する啓発活動も実施しています。
- 今後とも、補助犬に係る普及啓発に取り組むとともに、同伴を拒否された具体的な事例につきまして、ご連絡をいただければ、当該施設に対し、府として個別に制度の趣旨・内容を説明するなど助言・指導等を行ってまいります。

（回答部局課名）

福祉部 障がい福祉室 自立支援課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（ 一般財団法人大阪府視覚障害者福祉協会 ）

（要望項目）

- 7 金融機関のＡＴＭでは、視覚障害者が不自由なく利用するため受話器の位置を統一してもらえよう関係機関に働きかけてください。また、家電製品をはじめあらゆる商品について、視覚障害者にも使いやすいユニバーサルデザインの推進に努めてください。

（回答）

- ユニバーサルデザインの推進は、障がい者のみならず、全ての人にとって使いやすい工夫や配慮であり、誰もが暮らしやすい社会をつくることにほかならず、共生社会の実現に向けた重要な取組です。
- 今後とも、障がい及び障がい者に対する更なる市民の理解が促進されるよう、あらゆる機会を活用して、様々な啓発等の取組を粘り強く着実に展開してまいります。

（回答部局課名）

福祉部 障がい福祉室 障がい福祉企画課（下線部について回答）

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（一般財団法人大阪府視覚障害者福祉協会）

（要望項目）

8 同行援護事業について

（１）同行援護事業を担うガイドヘルパーの成り手が減少し、視覚障害者が必要とする日時に利用できない事態も生じています。同行援護事業の利用者が不自由なく利用できるよう、ガイドヘルパーの報酬改善等を含めた制度上の課題改善を国に要望するなど、一日も早く、ガイドヘルパーが充足されるよう努めてください。

（回答）

- 第５次大阪府障がい者計画の策定の際には、貴協会からも「第５次大阪府障がい者計画策定検討部会」及び「大阪府障がい者施策推進協議会」に委員としてご参画いただき、サービスの担い手の確保・育成などの課題を含めご議論いただきました。
- 当該計画において、「障がい福祉分野への参入促進による人材確保」、「障がい福祉サービス従事者の処遇改善・就業環境整備」、「介護・福祉人材の「量」と「質」の確保に向けた総合的な取り組み」、「ホームヘルパー・ガイドヘルパー等の養成」など、取組を進めていくこととしております。
- また、現在策定に向け検討中の次期障がい者計画についても、各生活場面で共通する横断的視点として「障がい者の生活を支える人材の確保・育成」を掲げ、障がい者の地域生活を支える人材の取組をさらに進めていくべきであると、意見具申においてご指摘いただいているところです。
- 加えて、令和８年３月に中間見直しを行った「大阪府介護・福祉人材確保戦略 2023」の方向性に沿って、障がい福祉人材の確保に努めてまいります。

（下線部について回答）

- これまでより、従業者の報酬額等について必要な改善を図るよう、国に要望してきたところであり、今後も引き続き、同行援護従事者の報酬改善について、要望してまいります。

（回答部局課名）

福祉部 地域福祉推進室 福祉人材・法人指導課

福祉部 障がい福祉室 障がい福祉企画課

福祉部 障がい福祉室 地域生活支援課

福祉部 障がい福祉室 生活基盤推進課（下線部について回答）

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（一般財団法人大阪府視覚障害者福祉協会）

（要望項目）

8 同行援護事業について

（２）ガイドヘルパー養成研修にかかる費用を各市町村が負担できるよう、大阪府からも、各市町村への補助等の支援に努めてください。

（回答）

- 府としても、ガイドヘルパー等の障がい福祉人材の確保は課題と認識しており、より多くの方に障がい福祉分野を就職先の一つとして考えてもらうため、障がい福祉現場の魅力発信や就職相談会の開催など、人材確保策の充実を図るための取組を、令和７年度から実施しているところです。
- 今後も市町村とも連携しながら、府における障がい福祉人材の確保に努めてまいります。

（回答部局課名）

福祉部 地域福祉推進室 福祉人材・法人指導課
 福祉部 障がい福祉室 障がい福祉企画課
 福祉部 障がい福祉室 地域生活支援課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（一般財団法人大阪府視覚障害者福祉協会）

（要望項目）

8 同行援護事業について

（3）物価高騰が続く中、最低賃金も引き上げられています。同行援護を初めとする障害福祉サービスがより多く利用できるよう、障害者総合支援法に基づく利用者負担上限月額を引き下げを強く国に働きかけてください。

（回答）

- 利用者負担につきましては、累次の制度改正を経て、現在では生活保護世帯及び市町村民税非課税世帯における利用者負担は無料となっており、課税世帯についても、家計の負担能力等により負担上限月額を設定するなどの措置が取られています。
- 障害者総合支援法に基づく支援制度が、全ての障がい者にとって地域で安心して暮らすことができるものとなるよう、法の円滑かつ適正な運用・推進するとともに、利用者負担上限月額の適切な認定等について、市町村への助言を適宜行ってまいります。

（回答部局課名）

福祉部 障がい福祉室 障がい福祉企画課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（一般財団法人大阪府視覚障害者福祉協会）

（要望項目）

8 同行援護事業について

（４）同行援護事業を通勤、通学にも利用できるよう国に要望してください。
また、就労当事者の就労継続を円滑にするためにも、通勤時及び出張時の
同行援護サービスの利用及び各自治体の条件を統一するよう働きかけてく
ださい。

（回答）

- 同行援護については、国報酬告示により「通勤、営業活動等の経済活動に係る外出、通年かつ長期にわたる外出及び社会通念上適当でない外出を除く」と示されています。
- 通勤における移動支援については、令和３年度に「雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業」が地域生活支援促進事業費補助金の市町村事業の対象とされましたが、障害者の就労機会の拡大、社会参加を促進することは、本来、ナショナルミニマムで実施すべき性質のものであることから個別給付化の検討を行うよう国に要望しているところです。また、通学における移動支援についても、支援を行うべき主体を明確にすることや福祉政策として実施する部分については同様に、個別給付化について検討を行うよう国に要望しているところです。
- 今後とも、サービスを必要とする障がい者に適切に提供されるよう市町村に働きかけてまいります。

（回答部局課名）

福祉部 障がい福祉室 障がい福祉企画課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（一般財団法人大阪府視覚障害者福祉協会）

（要望項目）

- 9 障害福祉サービスを受けている視覚障害者が65歳を超えて介護保険に移行しても、同行援護が引き続き受けられることを各市町村への周知徹底に努めてください。

（回答）

- 国適用関係通知「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付と介護保険制度の適用関係等に係る留意事項等について」において、「市町村においては、当該介護給付費等を支給する場合の基準を設けている場合であっても、当該基準によって一律に判断するのではなく、介護保険サービスの支給量・内容では十分なサービスが受けられない場合には、介護給付費等を支給するなど、適切な運用に努められたい。
- また、障害福祉サービス利用者が要介護認定等を受けた結果、居宅介護サービス費等区分支給限度基準額の範囲内では、利用可能なサービス量が減少することも考えられる。しかし、介護保険利用前に必要とされていたサービス量が、介護保険利用開始前後で大きく変化することは一般的には考えにくいことから、個々の実態に即した適切な運用をお願いしたい」とされています。
- さらに、「障害福祉サービス利用者の介護保険制度の円滑な利用に向け、要介護認定等の申請から認定結果通知にかかる期間を考慮して65歳到達日等の適切な時期から要介護認定等に係る申請の案内を行うこと。その際には、単に案内を郵送するだけでなく、市町村職員から、又は、(略)相談支援専門員から直接、介護保険制度について説明を行うことが望ましい。」とされています。
- 大阪府においては、これまでの国適用関係通知や、令和5年6月30日付けで発出された「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付と介護保険制度の適用関係等に係る留意事項及び運用の具体例等について」を踏まえ、必要としている支援内容を介護保険サービスにより受けることが可能か否か等を適切に把握するとともに、介護保険の給付だけでは適切な支援が受けられない場合は、当該部分について個別ケースごとに実情を十分聞き取った上で適切な自立支援給付の支給決定を行うよう、これまでも市町村に助言を行っているところです。

○ また、窓口における制度の理解推進のため府内市町村及び地域包括支援センター職員を対象にした研修会の中で「障がい者の支援制度、施策」についての研修も実施しており、引き続き市町村に対し働きかけてまいります。

（回答部局課名）

福祉部 障がい福祉室 障がい福祉企画課

福祉部 高齢介護室 介護支援課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（ 一般財団法人大阪府視覚障害者福祉協会 ）

（要望項目）

12 障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法を推進してください。

（１）視覚障害者を対象としたスマートフォンの講習会を各市町村あるいは府視協のブロック単位で開催してください。

（回答）

○視覚障がい者を対象としたスマートフォンの講習会について、府は、主催者である携帯電話回線事業者等と連携し、開催に向けて必要な支援を行ってきたところです。

引き続き、主催者等と連携し、講習会の開催に向けて必要な支援を行ってまいります。

（回答部局課名）

スマートシティ戦略部 戦略企画課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（ 一般財団法人大阪府視覚障害者福祉協会 ）

（要望項目）

12 障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法を推進してください。

（2）視覚障害者にスマホやICT機器の使い方を指導できる「ITサポーター」等の人材育成と派遣活動への支援を充実してください。

（回答）

- 府においては、大阪府 IT ステーションにおいて「大阪府障がい者 ICT サポーター養成研修」を実施し、障がいのある方の ICT 機器の利用を支援する ICT サポーターの養成に取り組んでおります。
- 研修修了後は、大阪府障がい者 ICT サポーターとして登録いただき、大阪府や市町村等が実施する ICT 講習会等における講師補助や、ICT 機器の利用に関する補助的支援などの活動にご協力いただいております。また、IT ステーションで支援を受けることが困難であり、かつ府が派遣の必要性及び実施の可能性を認めた場合には、自宅などへの派遣も行うことができます。
- 府としては、今後も ICT サポーターの養成及び派遣を通じて、視覚に障がいのある方をはじめとする、障がいのある方の ICT 機器の利用支援に努めてまいります。

（回答部局課名）

福祉部 障がい福祉室 自立支援課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（一般財団法人大阪府視覚障害者福祉協会）

（要望項目）

12 障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法を推進してください。

（3）スマホやマイナンバーカードを持つ事に躊躇する視覚障害者や高齢者に、なぜ持つ事に意義があるかを説明する会などを開くよう国に働きかけてください。

（回答）

- マイナンバーカードの安全性や信頼性、利用時に注意すべき事項等について、住民から一層の理解を得ることができるよう周知・広報を行うことや、マイナンバーカードを活用した利便性向上を実感できる取組みを拡充することなどを関係省庁に要望しており、今後も引き続き、機会をとらえて働きかけてまいります。

（回答部局課名）

財務部 行政 DX 企画課

総務部 市町村局 行政課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（一般財団法人大阪府視覚障害者福祉協会）

（要望項目）

15 視覚障害高齢者が、住みなれた地域で生きがいを持って生活できる施策を充実してください。

（回答）

○ 全ての高齢者が、住み慣れた地域において、心身ともに健康で生きがいを持って生活できるよう、市町村において、介護予防や高齢者の社会参加の場づくりに取り組んでいるところです。大阪府では、こうした市町村の取組を推進するため、専門職による支援体制の構築や地域の支え合い活動の創出支援などを行っております。

○ 障がいのある高齢者におかれては、行政では把握しきれない場面もあると存じますので、具体的な状況等についてご連絡いただき、研修会等を通じ市町村へ伝えるなど、周知等に努めてまいります。

引き続き、全ての高齢者が、住み慣れた地域で生きがいを持って安心して暮らし続けることができるよう施策を推進してまいります。

（回答部局課名）

福祉部 高齢介護室 介護支援課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。